

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
（障害福祉課）
- 県営土地改良事業の工事の完了
（農村振興課）
- 県営土地改良事業の換地処分
（農村整備課）
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第一号漁業者）（二件）
（水産林政総務課）
- 道路の区域変更
（道路課）
- 公有水面埋立てのしゅん功認可
（港湾課）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告（三件）
（廃棄物対策課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定
（精神保健推進室）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退
（同）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定
（農村振興課）
- 開発行為に関する工事の完了
（建築宅地課）
- 技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について
（公安委員会）

告 示

○宮城県告示第六百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和五年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二一〇七〇二	パツソアパツソ石巻市門脇字浦屋敷八十三番地二十四	就労継続支援A型	株式会社なでし子	令和五年十月一日

○宮城県告示第六百二十七号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和五年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
沼田・八木	区画整理事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業））	令和五年六月一日

○宮城県告示第六百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分を行った地区の名称
山元東部地区
- 二 処分の年月日
令和五年九月二十七日

令和五年九月二十七日

○宮城県告示第六百二十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条の二第三項の規定により届出のあった

次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 加入区 第二十三号 の区域	共第百十 三号漁業 権の区域	宮城県漁 業協同組 合の北三 支所十三 町三浜 区沖合百 線沖合百 メートル 未満の区 域	令和五年九 月十五日	石巻市北 上町十三 浜字 上大平百 三十二一 十一 佐々木義 延 石巻市北 上町十三 浜字 山居四十 二二三 西條幸正	漁業災害補 償法施行令 昭和三十 九年政令第 九百九十三 号第五号に 規定する漁 業	二百七人

○宮城県告示第六百三十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 加入区 第七十五 号の区域	共第百三 十二号及 び共第百 三十三号 漁業権の 区域	宮城県漁 業協同組 合の石巻 支所の地 区のうち 田代の区 域（沖合 百メートル 未満の区 域）	令和五年九 月十五日	石巻市田 代浜字大 泊五十三 濱温 石巻市門 脇字青葉 東百十九 番地八 小谷清一 郎	漁業災害補 償法施行令 昭和三十 九年政令第 九百九十三 号第五号に 規定する漁 業	十六人

○宮城県告示第六百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年十月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事

務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 四五六号
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
登米市東和町米川字東綱木一三〇番一地从 から 同市東和町米川字東綱木一七番一地从先まで	八・三 二〇・七	八・三 二〇・七	五七六・一	五七六・一

○宮城県告示第六百三十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和五年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 しゅん功認可年月日
令和五年九月二十九日
- 二 しゅん功認可を受けた者
1 名称
宮城県
- 2 所在地
宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 3 代表者の氏名
宮城県知事 村井 嘉浩
- 三 埋立区域
1 位置

宮城県塩竈市字台六十七番三百二十六、百三十一番、同市字北浜四丁目百三十五番、百三十一番、二百三十三番、七十六番五、二百三十四番、七十六番四、二百三十五番、七十六番一、七十六番四十四、百四十一番三及び百四十七番に接する地先公有水面

2 区域

(1) 区域1

次の地点のうち①の地点から②の地点までを順次に結んだ線及び②の地点と①の地点を結ぶ平成十八年秋分の満潮位(D・L・プラス一・八二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 宮城県塩竈市地蔵島地内の地蔵島灯台(北緯三八度一九分二一・七〇七秒、東経一四一度〇四分一五・六〇八秒)

①の地点 基点から二六五度五三分二九秒四、〇四〇・三二メートルの地点

②の地点 ①の地点から二四七度二四分四〇秒〇・五六八メートルの地点

(2) 区域2

次の地点のうち①の地点から②の地点までを順次に結んだ線及び②の地点と①の地点を結ぶ平成十八年秋分の満潮位(D・L・プラス一・八二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 宮城県塩竈市地蔵島地内の地蔵島灯台(北緯三八度一九分二一・七〇七秒、東経一四一度〇四分一五・六〇八秒)

①の地点 基点から二六六度三二分四三秒三、九〇八・三四メートルの地点

②の地点 ①の地点から二四七度三四分三二秒一・二九・三六一メートルの地点

(3) 区域3

次の地点のうち①の地点から二六八度一九分三八秒四五・七五メートル地点を中心とする半径四五・七五メートルの円周で①の地点と②の地点を結ぶ南東側の円弧、②の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線及び⑤の地点と①の地点を結ぶ平成十八年秋分の満潮位(D・L・プラス一・八二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 宮城県塩竈市地蔵島地内の地蔵島灯台(北緯三八度一九分二一・七〇七秒、東経一四一度〇四分一五・六〇八秒)

①の地点 基点から二六八度二三分三九秒三、七〇二・三三メートルの地点

②の地点 ①の地点から二二三度四八分三二秒五六・六六三メートルの地点

③の地点 ②の地点から二一九度六分三七秒一〇・〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二二三度三六分一〇秒一〇・〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二三度三六分一〇秒一〇・〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二二三度四三分二九秒一〇・〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二三七度四六分一三秒一〇・〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二四二度三七分三秒一〇・〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二四六度四八分五五秒一〇・〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二四九度二四分二秒九・九九九メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二四九度二八分三二秒一〇・〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二四九度二二分一秒一〇・〇メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二四九度二八分一五秒一〇・〇メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から二四八度二五分三五秒一〇・〇メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から二四七度四九分六秒八・三四メートルの地点

3 面積

二、五九九・〇〇平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成二十年十二月五日付け宮城県(港) 指令第四号

平成二十五年十一月二十五日付け宮城県(港) 指令第十一号(工事竣功期間の伸長)

平成二十七年五月二十五日付け宮城県(港) 指令第四号(工事竣功期間の伸長)

平成二十八年九月二十日付け宮城県(港) 指令第一号(工事竣功期間の伸長)

平成三十年九月二十五日付け宮城県(港) 指令第四号(工事竣功期間の伸長)

令和二年十月二十三日付け宮城県(港) 指令第六号(工事竣功期間の伸長)

令和三年五月二十四日付け宮城県(港) 指令第一号(工事竣功期間の伸長)

令和五年三月二十四日付け宮城県(港) 指令第十八号(工事竣功期間の伸長)

令和五年九月十九日付け宮城県(港) 指令第九号(設計概要の変更、埋立区域の縮小)

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村

塩竈市

公 告

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第十二条第一項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確認することができないため、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。なお、保管事業者が二の期限までに三の措置を講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することができる。

令和五年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所
宮城県気仙沼市魚町三丁目一番二十五号

二 措置の期限

令和五年十一月六日

三 講ずべき措置の内容

(一) 一の場所において使用されていた表の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する者(以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者」という。)に対し処分の委託を行うこと。

(二) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の運搬を委託する場合には、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対して運搬の委託を行うこと。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	消費電力 定格容量	製造者	型式等	製造年	台数
安定器	40W	三菱電機株式会社	FDR-411HC	不明	2台
	40W	三菱電機株式会社	FDR-411HD	不明	1台
	40W	三菱電機株式会社	FDR-412FC	不明	5台

四 問合せ先

宮城県環境生活部廃棄物対策課

電話 〇二二二二一一二四六三

〇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第十二条第一項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確認することができないため、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。
なお、保管事業者が二の期限までに三の措置を講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することができる。

令和五年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字倉石岳国有林六林班

二 措置の期限

令和五年十一月六日

三 講ずべき措置の内容

(一) 一の場所において使用されていた表の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する者(以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者」という。)に対し処分の委託を行うこと。

(二) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の運搬を委託する場合には、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対して運搬の委託を行うこと。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	消費電力 定格容量	製造者	型式等	製造年	台数
安定器	40W	日立製作所株式会社	42-RSC1	1970年	6台
	不明	不明	不明	不明	8台
コンデンサ	5・5μF	株式会社フジケ	DF式	不明	9台
	不明	不明	不明	不明	3台

四 問合せ先

宮城県環境生活部廃棄物対策課

電話 〇二二二二一一二四六三

〇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第十二条第一項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確認することができないため、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、保管事業者が二の期限までに三の措置を講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することができる。

令和五年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所

宮城県柴田郡川崎町大字前川字沼ノ平山一番地三十七

二 措置の期限

令和五年十一月六日

三 講ずべき措置の内容

(一) 一の場所において使用されていた表の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する者（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者」という。）に対し処分の委託を行うこと。

(二) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の運搬を委託する場合には、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対して運搬の委託を行うこと。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	安定器
消費電力	40W
定格容量	不明
製造者	株式会社昭電社
型式等	4011105H1RN
製造年	不明
台数	5台
	3台

四 問合せ先

宮城県環境生活部廃棄物対策課

電話 〇二二二二二二二四六三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第

五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウエルシア薬局名取大手町店	名取市大手町五丁目三番地二	令和五年九月一日
ウエルシア薬局名取増田店	名取市増田字柳田五番地の一	令和五年九月一日
ウエルシア薬局イオンモール新利府北館店	宮城県利府町利府字新屋田前二一イオンモール新利府北館一階	令和五年九月一日

二 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションまごころ	名取市美田園三丁目一一	令和五年九月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
アイン薬局 本船迫店	柴田郡柴田町大字本船迫字上町二十六一三十一	令和五年七月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年十月六日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 R5農村1貸借2号大判プリンター等の貸借一式
 - 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農政部農村振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 三 落札者を決定した日 令和五年九月二十六日
 - 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
 - 五 落札金額 二千八百五十九万九千二百三十円
 - 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 七 入札の公告を行った日 令和五年八月十四日

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年十月六日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 伊具郡丸森町字宮ノ脇五十一番五の一部、四十三番三、同字作田五十五番一の一部、五十一番、四十番二、四十番三の一部、四十番五の一部、四十番十四の一部
 角田市角田字野田前九十五番地 角田レミコン株式会社
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第118号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和5年10月6日

- 1 資格審査の種類、期日及び場所

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 現に技能検定員、教習指導員の資格又は他の運転免許に係る技能検定の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	令和5年11月7日から 令和5年12月28日まで	仙台市泉区市名坂字高倉65番地 宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 また、令和4年、令和5年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことから資格審査の一部が免除となる者	令和5年12月28日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和5年10月6日(金)から令和5年10月20日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和5年10月6日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせをすること。
 お問い合わせ先の電話番号 022-373-3601